

# シンポジウム 消費者行政の充実強化を ～みんなで考えよう！大阪府の消費者基本計画～

大阪府消費者保護条例が9年ぶりに改正され、平成26年4月1日から施行となりました。

改正条例には、知事が消費者施策を計画的に推進するための基本的な計画（基本計画）を策定することが盛り込まれ（同8条）、大阪府知事は、これを受けて、大阪府消費者保護審議会に設置された基本計画検討部会で検討を4月から進めています。

基本計画検討部会では、7月7日の第3回部会において中間報告を出し、7月中に開かれる消費者保護審議会を経て、8月には消費者保護審議会としての答申がとりまとめられる見込みです。

また、改正条例では、基本計画の策定にあたっては、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとするとしており、策定されつつある基本計画の内容について、ひろく府民に知ってもらい、府民の意見を基本計画策定に生かしていくことが肝要になります。

そこで、大阪弁護士会は、基本計画検討部会の中間報告が出された段階で、大阪司法書士会と共に本シンポジウムを開催することといたしました。

大阪府消費者行政の充実強化に向けて、ふさわしい基本計画になるよう、皆様の知恵と力を集めるため、多数ご参加下さい。

## 記

日 時：7月19日（土）13:30～16:00（13:00 開場）

場 所：大阪弁護士会館 10階 1001・1002 会議室

備 考：参加費無料、一時保育サービスあり（詳細につきましては裏面をご参照下さい）

プログラム：本シンポジウムでは消費者基本計画の中間報告と下記4名の問題提起を受けて、参加者を交えたディスカッションを行います

### 基調報告「消費者基本計画の中間報告の経過とその概要」

池田辰夫さん（大阪大学大学院高等司法研究科教授、大阪府消費者保護審議会会長）

### 問題提起①「府消費者基本計画策定検討部会の中間報告の評価と課題」

大森 隆さん（全大阪消費者団体連絡会事務局次長、大阪府消費者保護審議会委員）

### 問題提起②「中間報告の評価と計画に盛り込むべき事項～相談現場から見えること」

澤村美賀さん（全国消費生活相談員協会関西支部長）

### 問題提起③「中間報告の評価と計画に盛り込むべき事項～消費者被害から見えること」

吉田 実さん（弁護士、大阪府消費者保護審議会委員）

### 問題提起④「中間報告の評価と計画に盛り込むべき事項～消費者教育から見えること」

小牧美江さん（大阪司法書士会、近畿司法書士会連合法教育推進委員会委員長）

以上

主 催：大阪弁護士会

共 催：大阪司法書士会

# シンポジウム 消費者行政の充実強化を 参加申込書

## FAX:06-6364-7477へお送り下さい

[お名前]  (同伴者：        名)	[電話番号]
[ご所属]	

- ※ 当日参加は可能ですが、資料準備の都合上、可能な限り事前の申込をお願いします
- ※ ご提供いただいた個人情報は本シンポジウムの参加確認にのみ使用いたします。
- ※ 本シンポジウムに関するお問合せは大阪弁護士会委員会部人権課（TEL：06-6364-1227）までお願いいたします。

### 一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

[対 象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時 間] シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

※ 本サービスの利用を希望される方は、7月11日（金）の午後5時までに大阪弁護士会委員会部人権課（TEL：06-6364-1227）までお電話にてお申込みください。



### 【アクセス】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車  
徒歩約15分